



(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[資源循環局 産業廃棄物対策課]

事業名
9款 2項 4目
産廃管理費

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	使用料及び手数料	諸収入	市債	一般財源
令和3年度	13,111	0		12,839	42		230
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	9,501			15,108	30		△ 5,637
増△減	3,610	0	0	△ 2,269	12	0	5,867

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	10,867	11,812	10,977
算 市債+一般財源	△ 4,418	△ 3,473	△ 4,311
決 事業費	7,217	10,144	43,508
算 市債+一般財源	△ 1,359	2,805	14,071

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	13,111	13,111
算 市債+一般財源	13,111	13,111

方針の確認/決裁  
有 ( ) 無 ( )

【事業の目的・必要性】

廃棄物処理法及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下、自動車リサイクル法)に基づく許可事務等を行います。また、課内の共通必要経費を執行し、事務の効率化を図ります。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- ①廃棄物処理法及び自動車リサイクル法に基づく許可事務(歳入)申請に対して、法の定める要件に適合しているか審査を行います。
- ②廃棄物処理法及び自動車リサイクル法の許可業者等への指導  
許可業者等への立入指導、報告徴収等を実施し、産業廃棄物の適正処理を確保します。なお、最終処分場については、埋立中の処分場の環境モニタリングを行うとともに、指定区域を含む処分場跡地の利用に関する指導を行い、生活環境の保全を確保します。
- ③産業廃棄物情報管理システムの運営  
市内の排出事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設設置者、自動車リサイクル法登録・許可業者、建設リサイクル法の届出に関する情報をデータベース化し、効率的な事務執行を行います。

【実績及び今後見込み】

①産業廃棄物処理業等申請件数

種類	29年度 実績	30年度 実績	元年度 実績	2年度 見込	3年度 見込
産業廃棄物処理業許可	70	62	75	144	116
特別管理産業廃棄物処理業許可	10	13	7	13	14
産業廃棄物処理施設設置許可	9	6	12	11	11
産業廃棄物許可関係その他	1	0	0	4	4
自動車リサイクル法 登録業(引取業・フロン類回収業)	385	113	227	152	131
自動車リサイクル法 許可業(解体業・破砕業)	12	12	66	13	34
計	487	206	387	337	310

・自動車リサイクル法申請件数は、手数料のかからない申請も含まれます。

②立入指導件数

種類	29年度 実績	30年度 実績	元年度 実績	2年度 見込	3年度 見込
処理業許可に関する立入	165	231	174	133	190
処理施設に関する審査・維持管理状況等	331	353	281	320	385
自動車リサイクル法による現場立入調査	162	77	43	16	46
計	658	661	498	469	621

【事業費の内訳】

	2年度	3年度	差引	説明
産業廃棄物処理業等許可及び適正処理指導費	2,490	2,653	163	他事業からの移行(集約)による増
自動車リサイクル法事務	100	100	0	
情報管理システム等運営費	1,200	1,170	△ 30	
共通経費	5,711	9,188	3,477	会計年度任用職員の任用による増
合計	9,501	13,111	3,610	

【事業開始年度】

昭和46年度

【根拠法令】

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則
- ・横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例、同規則
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律

【根拠とするデータ等】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、事業計画を立案しています。

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 小林 正裕	係長 大城 孝浩	管理係 梅津 亜矢子
--------------------	-------------	-------------	---------------

（様式②-1） 令和3年度事業計画書（局・統括本部）

〔資源循環局 産業廃棄物対策課〕

事業名
9款 2項 4目 排出事業者指導費

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
11	3

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	4,775	0					4,775
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	5,888						5,888
増△減	△ 1,113	0	0	0	0	0	△ 1,113

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	8,547	8,244	9,142
算 市債+一般財源	8,547	8,244	9,142
決 事業費	4,460	4,998	7,848
算 市債+一般財源	4,460	4,998	7,848

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	4,775	4,775
算 市債+一般財源	4,775	4,775

方針の確認/決裁  
有 ( ) 無 ( )

【事業の目的・必要性】

近年、日本における産業廃棄物の排出量は年間約4億トン前後で推移しており、最終処分場のひっ迫や不法投棄等の不適正処理などが、継続的な課題となっています。横浜市においても、年間約1千万トンもの産業廃棄物が発生しており、適正処理の推進はもとより、3Rの更なる推進が求められています。こうした状況を踏まえ、事業者への立入指導や説明会の開催、報告書等の届出指導等により、持続可能な循環型社会の構築及び適正処理の推進を目指します。

【令和3年度実施内容及期待される効果】

- ①産業廃棄物情報管理システムの運用等による排出事業者の監視・指導体制の強化  
事業所への立入履歴や排出状況報告書により産業廃棄物の発生量推計・処理状況等の実態を把握し、立入指導や3Rの推進に役立てます。
- ②多量排出事業者指導  
説明会や報告書提出指導を行い、3Rの推進や適正処理に向けた自主的な取組を推進します。
- ③廃棄物交換システムの運用・推進  
資源として有効活用できる廃棄物の再利用促進を図ります。
- ④建設系廃棄物や特定有害産業廃棄物、燃え殻・ばいじん等に含有するダイオキシン類の適正処理指導の強化  
アスベスト含有建材の分析や理化学分析、ダイオキシン分析により、特別管理産業廃棄物等や焼却施設の処分基準等の確認を行い、不適正処理等を未然に防止します。
- ⑤建設リサイクル法指導  
建設リサイクル法及び指導要綱に基づく届出等の受理や立入調査等を行い、特定建設資材の分別解体・再資源化を促進します。

【実績及び今後見込み】

項目	29年度	30年度	元年度	2年度（見込）	3年度（見込）
事業所立入件数	542	480	596	400	600
廃棄物交換システム登録事業所数	98	92	84	90	90
建設リサイクル法届出件数	9,020	9,108	8,993	9,100	9,100
指導要綱（建リ）届出件数	1,389	1,517	1,604	1,600	1,600
建設リサイクル法立入件数	405	405	371	250	400

【事業費の内訳】

	2年度	3年度	差引	説 明
産業廃棄物情報管理システムの運用	1,192	692	△ 500	委託項目の減
横浜市産業廃棄物処理指導計画の推進	190	0	△ 190	計画終了
廃棄物交換システムの運用・推進	11	11	0	
産業廃棄物排出事業者の監視・指導体制の強化	47	47	0	
建設系廃棄物の適正処理指導の強化	228	152	△ 76	
理化学分析による特別管理産業廃棄物等の適正処理指導	971			
燃え殻・ばいじん等に含有するダイオキシン類の適正処理指導	1,000			
多量排出事業者指導	643	643	0	
横浜市産業廃棄物処理指導計画等策定事業（仮称）	1,056	0	△ 1,056	事業終了
建設リサイクル法指導	182	330	148	
その他経費	368	400	32	
合 計	5,888	4,775	△ 1,113	

【事業スケジュール】

産業廃棄物情報管理システムの運用	産廃システムデータ作成（9月）
廃棄物交換システムの運用・推進	取引実態報告書提出依頼（3月）
産業廃棄物排出事業者の監視・指導体制の強化	産業廃棄物排出状況報告書の提出依頼（3月）
多量排出事業者指導	説明会の開催（5月）、負担金交付（6月）、届出書の公表（10月）
建設リサイクル法指導	届出審査（随時）、全国一斉パトロール（6月、10月）、定期パトロール（随時）、検討会（年2回）

【事業開始年度】

昭和46年…廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行  
平成14年…建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行

【根拠法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、横浜市産業廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例、横浜市生活環境の保全等に関する条例、神奈川県産業廃棄物処理計画

【根拠とするデータ等】

市内の産業廃棄物発生量等のデータを集計し、各事業の積算に活用しています。

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 小林 正裕	係長 金田 京平	排出指導係 木村 直哉
--------------------	-------------	-------------	----------------

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[資源循環局 産業廃棄物対策課]

事業名	9款 2項 4目
PCB適正処理推進費	

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
11	5

令和2年度事業評価書番号	9-2-41
令和2年度事業評価書番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	分担金及び負担金	諸収入	市債	一般財源
令和3年度	197,606		0	171	3	0	197,432
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	438,760			3			438,757
増△減	△ 241,154	0	0	168	3	0	△ 241,325

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	515,969	884,178	582,462
算 市債+一般財源	515,966	884,175	582,459
決 事業費	502,225	865,443	399,864
算 市債+一般財源	502,224	865,442	399,860

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	197,606	197,606
算 市債+一般財源	197,432	197,432

方針の確認/決裁  
有 ( ) 無 ( )

【事業の目的・必要性】

平成28年5月に改正された「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、処分期間内にPCB廃棄物を処分することが義務付けられた。  
こうした中、横浜市内で保管されている高濃度PCB廃棄物については、広域処理施設(中間貯蔵・環境安全事業株:JESCO)で、低濃度PCB廃棄物については、環境大臣の認定を受けた無害化処理認定施設等でそれぞれ処理が行われている。  
法が定める期間内に処理を完了させるため、3年度についても引き続き、環境省が作成した「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル」に基づき、PCB廃棄物の掘り起こし調査を進め、保管の状況を把握するとともに、事業者に対して、適正保管指導及び早期の処分実施指導を徹底し、PCB廃棄物の適正で円滑な処理を推進する。  
また、横浜市が保有する高濃度PCB廃棄物等についても、計画的な処理を実施する。

廃棄物の種類	処分先	処分期間	
高濃度PCB廃棄物	変圧器・コンデンサー	JESCO東京	令和4年3月31日まで
	安定器等	JESCO北海道	令和5年3月31日まで
低濃度PCB廃棄物	無害化処理認定施設等		令和9年3月31日まで

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- 掘り起こし調査等 PCB廃棄物等の保管事業者を網羅的に把握し、期間内の適正処理を推進する。
- 広報 事業者及び市民へ周知することにより、期間内の適正処理を推進する。
- 庁内PCB廃棄物処理 一括処理することで計画的な処理を行う。
- 届出書徴収等 PCB廃棄物の適正処理に向け、届出指導を行う。

【実績及び今後見込み】

市内で保管しているPCB廃棄物保管状況(令和2年3月時点集計値)

	高濃度		低濃度
	変圧器・コンデンサー	安定器	変圧器・コンデンサー
民間事業者	1,761台	129,160台	1,102台
市役所	0台	4,835台	220台
合計	1,761台	133,995台	1,322台

公共施設の高濃度PCB廃棄物処理実績 (台)					
項目	29年度	30年度	元年度	2年度(見込)	3年度(見込)
変圧器・コンデンサー・安定器の処理台数	4,843	7,707	3,706	3,800	1,300

【事業費の内訳】

	2年度	3年度	差引	説明
掘り起こし調査等	70,422	42,755	△ 27,667	掘り起こし対象施設の減
広報	1,943	5,609	3,666	広報強化による増
庁内PCB廃棄物処理	364,694	147,574	△ 217,120	処分量の減
届出書徴収等	776	776	0	
その他経費	925	892	△ 33	勤務時間減による
合計	438,760	197,606	△ 241,154	

【事業スケジュール】

掘り起こし調査等	アンケート送付(8月~2月)、集計(3月)、報告書提出(3月)
広報	新聞広告(7月~)
庁内PCB廃棄物処理	庁内PCB廃棄物処理(6月~1月)、不適正案件の処理対応(随時)
届出書徴収等	保管状況届出入力委託(8月~10月)、環境省へ報告(10月)

【事業開始年度】

平成13年...PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行

【根拠法令】

PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

【根拠とするデータ等】

PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出書等

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	排出指導係
	小林 正裕	大関 正	嶋津 さゆり

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[資源循環局 産業廃棄物対策課]

事業名
9款 2項 4目
不適正処理監視・指導強化事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
11	5

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和3年度	21,277	0		54		21,223
補助事業						
単独事業		補助率	%			
令和2年度	21,198			53		21,145
増△減	79	0	0	1	0	78

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	20,986	21,062	21,214
算 市債+一般財源	20,915	21,008	21,160
決 事業費	20,683	20,370	20,528
算 市債+一般財源	20,643	20,331	20,489

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	21,277	21,277
算 市債+一般財源	21,277	21,277

方針の確認/決裁  
有 ( ) 無 (●)

【事業の目的・必要性】

産業廃棄物の不適正処理（不法投棄や過剰保管など）を防止するため、18区の収集事務所と県警08を中心とした専従機動班が連携して事案の迅速かつ厳正な対応と拡大化の防止を図るなど、監視・指導体制を強化し、市民の良好な生活環境の保全を確保する。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- ① 監視指導・パトロールの実施  
不適正処理が行われていないか日常的にパトロールを実施し、産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の防止に繋げる。
- ② 市民からの産業廃棄物に関する通報に対する迅速な初動調査  
市民からの通報に対して、現場確認などの初動調査を行い、産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の防止及び是正に繋げる。

【実績及び今後見込み】

苦情通報件数の推移 (単位：件)

		29年度	30年度	元年度
受付 件数	通報総数	32	21	20
	内 収集事務所	2	0	0
	内 機動班	30	21	20

出勤数の推移 (単位：回)

		29年度	30年度	元年度	2年度(見込)	3年度(見込)
出 動 回 数	出勤総数	598	689	638	462	400
	内 収集事務所	0	0	0	—	—
	内 機動班	282	238	254	309	300
	内 パトロール	316	451	384	153	100

【事業費の内訳】

(単位：千円)

	2年度	3年度	差引	説明
会計年度任用職員の経費	20,980	21,247	267	会計年度任用職員経費の増
経常費	218	30	△188	産廃管理費への移行による減
合計	21,198	21,277	79	

【事業スケジュール】

監視指導パトロール 通年

【事業開始年度】

平成15年

【根拠法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

【根拠とするデータ等】

苦情・通報件数の推移

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	監視指導担当
	石井 正人	鈴木 昭則	茂木 杏奈

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[資源循環局 産業廃棄物対策課]

事業名	
9 款 2 項 4 目	
南本牧廃棄物最終処分場埋立事業	

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	9-2-4 2
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	使用料及び手数料	その他	市債	一般財源
令和3年度	152,929	0		514,004	1		△ 361,076
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	202,061			540,004	1,693		△ 339,636
増△減	△ 49,132	0	0	△ 26,000	△ 1,692	0	△ 21,440

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	209,017	221,569	218,243
算市債+一般財源	△ 372,739	△ 347,693	△ 322,704
決事業費	197,398	208,574	207,609
算市債+一般財源	25,456	66,809	75,162

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	152,929	152,929
算市債+一般財源	△ 361,076	△ 361,076

方針の確認/決裁  
有 (H16年3月市長決裁) ・ 無

【事業の目的・必要性】

市内の民間処分場の残容量と新規設置の困難性を考慮し、中小企業等から排出される産業廃棄物の最終処分を補完することにより、適正処理を推進するため、南本牧最終処分場で産業廃棄物の受け入れを行います。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- 南本牧最終処分場の運営を効率的に行うために埋立業務等を実施します。(処分地管理課共同事業)
- 産業廃棄物の受入検査、管理型産業廃棄物の分析を実施し、受入基準を満たすことを確認することにより、産業廃棄物の適正処分、及び南本牧最終処分場の安定稼働を図ります。(産業廃棄物対策課単独事業)

【事業費の内訳】

項目	2年度	3年度	差引増△減	説明
1 港湾局埋立会計負担金	89,669	41,993	△ 47,676	遅延利子等の減
小計	89,669	41,993	△ 47,676	
2 埋立業務	62,569			
3 産廃受入業務	44,691			
4 放射線対策事業	1,608	0	△ 1,608	放射線対策の減
5 排水処理施設維持管理費	3,111	3,117	6	
6 事務費	413	417	4	
小計	112,392	110,936	△ 1,456	
合計	202,061	152,929	△ 49,132	

【事業開始年度】

平成5年度

【根拠法令】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則
- 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例、同規則

【根拠とするデータ等】

廃棄物処理施設維持管理記録

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	管理係
	小林 正裕	大城 孝浩	梅津 亜矢子

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[資源循環局 処分地管理課]

事業名
9款 2項 4目
南本牧最終処分場産業廃棄物関係事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
11	4

令和2年度事業評価書番号	該当なし
令和2年度事業評価書番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	使用料及び手数料	市債	一般財源
令和3年度	2,246	0		2,246	0	0
補助事業						0
単独事業	2,246	補助率 %		2,246		0
令和2年度	2,246	0		2,246	0	0
増△減	0	0	0	0	0	0

歳出		平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算	事業費	5,463	13,471	3,847
決算	市債+一般財源	0	0	0
予算	事業費	3,888	5,954	7,143
決算	市債+一般財源	0	0	1,000

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	3,144	91,962
決算	市債+一般財源	0	0

方針の確認/決裁  
有 ( ) ・無 ( )

【事業の目的・必要性及び令和3年度実施内容】

- 事業目的  
南本牧最終処分場の排水処理施設等の維持管理を適切に行うとともに、必要に応じた施設の補修を実施し、処分場周辺の環境を保全する。
- 令和3年度実施内容  
南本牧最終処分場の排水処理施設の補修等を行う。
- 施設の概要

処分地名	所在地	面積	開設時期	その他
南本牧第5ブロック産業廃棄物最終処分場	中区南本牧4番地先公有水面	164,000㎡	H29.10	—
南本牧産業廃棄物最終処分場	中区南本牧4番地	210,000㎡	H5.11	H30.3 埋立完了

【実績の推移・今後見込み】

	工事名及び委託名
29年度実績	排水処理設備補修工事、南本牧産業廃棄物最終処分場廃止に向けた最終覆土実施設計業務委託
30年度実績	南本牧産業廃棄物最終処分場廃止に向けた最終覆土実施設計業務委託(その2)、南本牧産業廃棄物最終処分場浮き桟橋撤去実施設計業務委託、南本牧産業廃棄物最終処分場維持管理工事、南本牧第5ブロック産業廃棄物最終処分場監視カメラ等増設工事
令和元年度実績	南本牧産業廃棄物最終処分場管理棟補修工事、南本牧産業廃棄物最終処分場トラックスケール修理工事、南本牧産業廃棄物最終処分場立入防止柵復旧工事、南本牧最終処分場舗装復旧工事
令和2年度見込	南本牧第2ブロック排水処理設備改修工事
令和3年度見込	南本牧排水処理設備改修工事
令和4年度見込	南本牧排水処理設備補修工事、南本牧第2ブロック排水処理施設撤去設計業務委託

【事業費の内訳】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	説明
工事費	2,235		2,235	
委託費	0		894	
事務費	11		15	設計監督事務費
合計	2,246	2,246	3,144	

【事業開始年度】

平成12年度

【根拠とするデータ等】

廃棄物処理施設維持管理記録票

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	運営管理係
	荒井 昌典	齋藤 隆	柳原 邦広

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[ 資源循環局 産業廃棄物対策課 ]

事業名
9款 2項 4目
戸塚区品濃町最終処分場特定支障除去等事業

特記事項
中期計画-38の政策 ○
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号   主な施策番号
11   5

令和2年度事業評価書番号	9-2-43
令和2年度事業評価書番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	114,900	0				102,000	12,900
補助事業							0
単独事業	114,900	補助率 %				102,000	12,900
令和2年度	104,900					104,000	900
増△減	10,000	0	0	0	0	△ 2,000	12,000

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算 事業費	71,422	139,909	126,631
市債+一般財源	71,422	139,909	126,631
決算 事業費	57,076	98,648	100,849
市債+一般財源	56,956	98,626	100,849

歳出	令和4年度	令和5年度
予算 事業費	81,000	81,000
市債+一般財源	81,000	81,000

方針の確認/決裁有 ( ) (無)

【事業の目的・必要性】

戸塚区品濃町最終処分場では、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれを除去するため、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）」に基づく「実施計画」に従い、施設の運転や管理等を行政代執行している。処分場内外に設置されている井戸で汚水をくみ上げ、浸出水処理施設で浄化し、下水道に放流している。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

井戸からの揚水、排水処理等  
地下水汚染の拡散の抑制及び浸出液並びに猪久保トンネル排水の浄化

【実績及び今後の見込み】

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
施設運転管理・モニタリング等															
対策工															
産業廃棄物処分(運搬・処分)															

令和4年度までは「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく事業期間

【事業費の内訳】

区分	2年度	3年度	差引増△減	説明
委託費	84,700	89,600	4,900	事業評価委託費増、ホウ素除去委託の減
工事費	2,000	7,000	5,000	
その他	18,200	18,300	100	
合計	104,900	114,900	10,000	

【事業スケジュール】

施設運転管理・モニタリング等 通年

【事業開始年度】

平成20年度

【根拠法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法

【根拠とするデータ等】

戸塚区品濃町最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画書（平成30年3月）

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	施設指導係
	小林 正裕	原田 亮	村上 信吾